

ほくよう建設 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 3月 1日 ~ 令和 5年 2月 28日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 2年 3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 2年 3月～ 制度に関する資料を社内に掲示する

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 3年 1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3年 3月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 3年 5月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 4年 1月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 4年 3月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 4月～ ノー残業デーの実施